

保護者のみなさまへ お知らせとお願い



兵庫県マスコット はばタン

インターネット上の有害情報等から子どもを守る義務があります！！

スマートフォン等の普及に伴い精神的・身体的に発達途上にある青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、ネット依存に陥り心身の健康を害する等の問題が深刻化しています。

兵庫県では、青少年愛護条例の一部を改正し、インターネット上の有害情報等からの青少年の保護の観点から保護者の義務として、下記の事項を明記しています。保護者の皆様におかれては、ご理解を賜りますとともに、青少年の携帯電話やスマートフォンなどの健全な利用について十分な監督をお願いします。

フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置について

青少年愛護条例により、18歳未満の青少年が利用する携帯電話やスマートフォンなどを契約する場合、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別するフィルタリング・サービスへの加入と、フィルタリングソフトウェアのインストールや初期設定等を行うフィルタリング有効化措置が義務づけられています。

フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない場合には、正当な理由を記載した申出書を事業者提出しなければなりません。なお、フィルタリングを利用しない契約をした保護者に対し、知事による利用状況の調査や利用方法の指導等を行うことがあります。

お子様の携帯電話をフィルタリングで安全に！

フィルタリングは、有害サイトやメールをブロックできる子どもたちの強い味方です。

各事業者が提供しているフィルタリングは、簡単な設定で、利用時間やアプリの制限が可能です。きちんと設定すれば、人気のアプリ（LINE、Twitterなど）もフィルタリングしたまま利用できます。お子様が安全に楽しくスマホ・ケータイを使えるよう、必ずフィルタリングを利用しましょう！

面倒がらずに設定！！大人の意識が子どもを救います。



コミュニティサイトを通じて性犯罪等にあつた児童（18歳未満）の約9割がフィルタリング未加入でした。
平成29年10月・警察庁広報資料

インターネットの適切な利用について

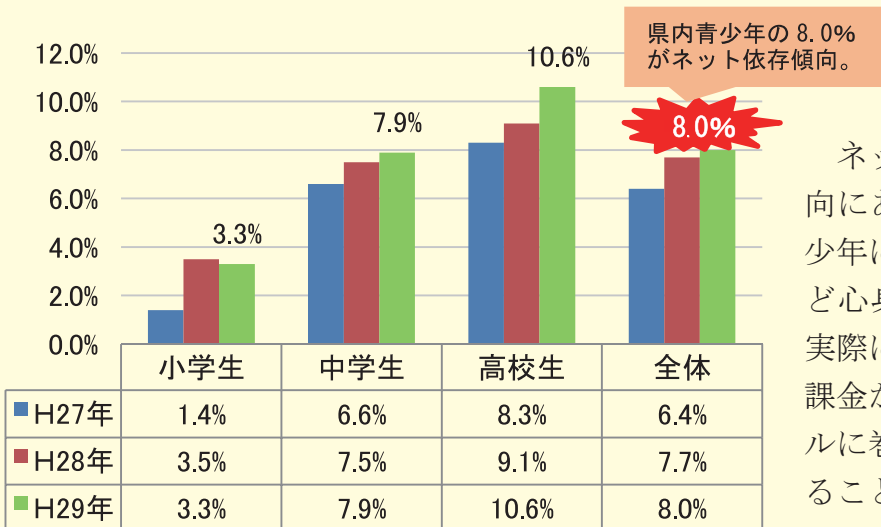
フィルタリング・サービスだけでは、インターネットのリスクを完全に排除することはできません。お子様が使用するスマートフォンや携帯電話等、インターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、お子様が有害情報を閲覧することがないように監督いただくことが大切です。

急増！児童ポルノ自撮り被害！！

SNS等で知り合った知らない人にだまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を送られる「児童ポルノ自撮り被害」が増えています。一度ネットに流出した画像は消すことができません。お子様が気づかないうちに被害に遭わないよう、普段からのコミュニケーションを大切にし、不安や困ったことがある場合はすぐに相談してもらえそうな関係づくりも大切です。



インターネット依存傾向にある青少年の割合（兵庫県調べ）



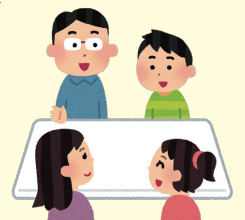
子どもの成長に悪影響！ ネット依存に注意！！

ネット依存傾向にある青少年は増加傾向にあります。ネット依存傾向にある青少年には、学力低下や寝不足、食欲不振など心身に様々な症状が出ています。また、実際にネットで知り合った人と会ったり、課金がやめられないなど、ネットトラブルに巻き込まれる危険と隣り合わせであることが分かっています。

インターネットの利用に関する基準(ルール)づくりについて

青少年愛護条例では、何人（県、市町、教育関係者、保護者、事業者等全ての人をいいます。）も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性や過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準（ルール）づくりが、さらに県内で活発になるよう、必要な支援に努めなければならないとしています。お子様が適切にインターネットを利用できるよう、ご家族でよく話し合い、お子様と一緒にルールづくりを行うことが大切です。

**お子様が安全にインターネットを利用するため
保護者の皆様の責任ある対応をお願いいたします。**



条例に関するお問い合わせ先

兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711（代表） FAX 078-362-3957
E-mail seishonen@pref.hyogo.lg.jp
Web サイト <http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/seishonen/>